

19多企財第240号
平成19年10月19日

各部（局・室）長 殿

市長 渡辺幸子

平成20年度予算編成方針（通達）

〔国及び東京都の状況〕

政府は、経済状況について9月の月例経済報告で「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している」との基調判断を示している。また、先行きについては、「企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。」とし、景気拡大の期間を更新している中、回復の明るい見通しを示しながらも、金融経済のグローバル化の中で不透明な国際経済のリスクについても言及している。

また、「経済財政改革の基本方針2007」（「骨太の方針」）では、人口減少と経済成長に主眼を置きながら、21世紀型行財政システムの構築として、歳出・歳入の一体改革、抜本的な税制改革、予算制度改革などを行うとしている。

平成20年度予算は、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革への取り組みを軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行うとしている。

地方税財政改革の推進については、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革を検討するとともに、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指すとしている。

東京都は、平成20年度を財政再建後の新たなステージにおける財政運営の中で、「10年後の東京」の実現に向け本格的なスタートをきる重要な年と位置づけている。「10年後の東京」の実現に向けて、新しい重点的な施策をソフト・ハード両面にわたり積極的に推進するとともに、更新期を迎える社会資本ストックへの対応として、都有施設の改築・改修や耐震化を計画的に推進し、また、これらを支える弾力的で強じんな財務体質を確立するとしている。

本市を取り巻く国・都の状況は以上のとおりであるが、特に国における地方税財政改革と急遽発足した新内閣の動向によっては、本市に直接影響がでるこ

とも予測される。また、都には、広域行政としての立場から、ニュータウン再生など都市の抱える大きな課題に対する重要な役割がある。このことから、国・都に対して、市民に最も身近な地方自治体として、本市の主張をしっかりと発信していくことが重要である。

〔本市の財政状況〕

歳入の根幹である市税は、固定資産税や法人市民税等の一部税目が前年度予算に比べ増額するものの、個人市民税が減額することから、前年度の水準を確保することが厳しい状況である。また、今後の税制改正論議の動向もあり、なお不透明な要素もある。さらに、財政調整基金からの繰入金に依存することは、中長期的な財政運営を考えるとできるだけ回避する必要があることから、一般財源総額は縮小する見込みである。

一方、歳出は公債費が減少するものの、扶助費や医療制度改革に伴う経費、その他の経常経費等が増加していくと予想される。また、多くの公共施設を維持していくために、多額の改修・更新費用が必要になるが、すべてを予算化する財源を捻出できない極めて厳しい状況である。

以上のことから、歳入の更なる確保と、限られた財源の効果的な重点配分という歳入歳出両面における取り組みが重要となっている。

〔予算編成の基本的な考え方〕

平成20年度は、第四次総合計画後期基本計画「2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」の初年度となる平成18年度の施策の評価・分析を行い作成した「平成20年度の戦略プランの推進に向けた市政運営の基本方針（骨太の方針）」を踏まえ、3つのまちづくりの優先分野に沿い、引き続き施策の推進に努めるとともに、税源移譲後の地方分権の視点からも持続可能な財政構造への転換をさらに進めていくものとする。

よって、平成20年度予算は、以下のことを基本的な考え方として、予算編成に取り組むこととする。

第一に、地域で子育てを支える環境づくりや健康づくり活動、安全安心な環境づくり、コミュニティの醸成、みどりをはじめとする豊かな地域環境の保全など、3つのまちづくりの優先分野における施策の多くは、地域の力を源泉とするものであることから、これまで以上に地域の力を活かした市民協働、新たな支え合いを基軸に施策展開を拡大していくこと。

第二に、戦略プランに位置づけられている大きな財源を伴う施設整備等については、将来の経費負担を踏まえ、整備の必要性を再検証し、事業費、財源、スケジュールの見直しを行うこと。そのほかの事業については新規事業も含め収入枠配分の中でビルド&スクラップを行うことを基本とし、事務の執行に

についてもアウトソーシング等の推進による内部事務の削減と創意工夫による経費の見直しに努めること。

第三に、平成20年度からの新組織の下で十分に施策や事業に組織力が発揮できるように各部間で調整のうえ、事業手法や執行体制なども見据えた予算編成を行うこと。

〔重点施策〕

上記の基本的な考え方のもと、戦略プランにおける「まちづくりの優先分野」ごとに以下の重点施策に取り組むものとする。

- 1 だれもが自分らしく、まなび、育ち、自立できるまちづくり
 - (1)子育て・子育て支援（保育園・学童クラブの待機児童対策、総合的施設による在宅育児支援、特別支援教育の充実、子ども家庭支援センター・教育センター・健康センター等の連携の推進等）
 - (2)まなびの環境整備（第一小学校建て替え、青陵中学校の整備、校庭の芝生化、図書館機能の充実等）
 - (3)健康づくりの推進（食育も含めた「けんこう多摩手箱プラン」の更なる推進、医療構造改革に伴う諸制度の円滑な運営等）
- 2 みんなが支え合い、安心して暮らせるまちづくり
 - (1)安全・安心施策の推進（地域防犯ネットワークモデル事業の拡大、街路灯照度アップの継続実施、民間住宅耐震改修の促進、地域防災計画の改定等）
 - (2)高齢者・障がい者施策の推進（介護予防の充実、後期高齢者医療制度の円滑な実施、障がい者の就労支援の促進、鉄道駅周辺のバリアフリー化の促進等）
 - (3)支え合いの輪の拡充（市民活動情報センターを中核とした協働のネットワークの拡充、唐木田コミュニティセンターの整備等）
- 3 活気とやすらぎが調和するまちづくり
 - (1)魅力あるまちの創出（企業誘致の推進、観光資源の開発・活用、ニュータウン再生計画の策定、学校跡地活用の推進、公共施設の配置の適正化とストックマネジメント計画の策定等）
 - (2)環境と共生する循環型社会の構築（新たなごみ収集方式等によるごみの減量、みどりの確保と市民協働による保全の仕組みづくり等）

〔留意事項〕

- 1 監査委員の指摘事項及び9月議会の決算特別委員会での指摘や評価結果を踏まえて、予算編成すること。
- 2 市民との情報の共有化を図り、様々な分野で事業目的を踏まえ、協働を一層推進すること。

- 3 既存の歳入の確保とあわせ新たな歳入の確保にも努めること。
- 4 国や都の制度改正等の動向に十分留意し適切に対応すること。
- 5 予算をかけずに効果をあげる事業についても創意工夫を凝らして展開すること。
- 6 指定管理者制度については、これまでの実績と導入目的を踏まえ、平成20年度以降の導入についても積極的に検討すること。
- 7 新組織での執行を念頭に、効率的・効果的な事務事業の遂行により、総人件費の抑制と総職員数の削減に努めるとともに、超過勤務の縮減と職員の健康管理の強化を図ること。
- 8 今後の税制改正の動向に注視するとともに、改正内容及びこれに連動する諸制度の改正等を遺漏なく行うとともに、改正の趣旨と内容について、市民の理解を得られるよう周知の工夫を図ること。また、市民負担の軽減策についても配慮すること。
- 9 上記のほか、平成19年8月31日付、企画政策部長通知文書「平成20年度予算見積書の提出について」により進めること。